



被災者の暮らし再建へ 役立つ情報を紹介します (No. 4)

大震災から6ヶ月、一部では復興の動きも始まっていますが、暮らし再建への道筋がみえず、不安や困難が増している方も多いのではないのでしょうか。

日本共産党はこの間、被災者のみなさんといっしょに要求実現に取り組んできました。そのなかで、暮らしの再建に活用できる制度が設けられてきていますので、改めて紹介します。もちろん、そこには限界や不十分さがあります。みなさんと力を合わせ、引き続き、制度の改善や抜本的な対策を求めています。

お気軽にご相談ください

連絡先 日本共産党〇〇地区委員会
住所



当面の生活資金の確保

〔災害援護資金を利用できます〕

住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は被災状況に応じて350万円まで無利子（保証人がいない場合は年利1.5%）で借りることができます。償還期間は13年、据え置き期間は6年（特別な場合は8年）。

〔生活復興支援資金を借りられます〕

所得の少ない世帯の方は、しばらくの間の生活費や転居費などを無利子（連帯保証人がいない場合1.5%）、据え置き期間2年以内、償還期間は20年以内で借りられます。限度額は次のとおり。

- 一時生活支援費（当面の生活費）：月20万円以内×6カ月
- 生活再建費（住居移転費、家具・車の購入費など）：80万円以内
- 住宅補修費（住宅補修に必要な費用）：250万円以内

申し込みは県・市町村の社会福祉協議会です。

住まいの確保と再建

〔被災者生活再建支援金が支給されます〕

住宅が著しい被害を受けた方にたいして支援金が支給されます。賃貸アパートの住人も対象になります。支給額は以下の2つの支援金の合計額（単身世帯はその4分の3）です。

●基礎支援金

住宅が「全壊」か、居住不能の場合 100万円
「大規模半壊」の場合 50万円

●加算支援金

住宅を建設・購入した場合 200万円
補修した場合 100万円
賃貸住宅に入った場合 50万円

●申請期限は基礎支援金が2012年4月10日、加算支援金が2014年4月10日までです。

生活再建支援金の最高額300万円でも住宅再建には不十分であり、日本共産党はその増額を求めています。

**「り災証明」判定に納得
いかない方は**

「り災証明」の被害判定に納得いかない方は、再調査、再々調査を市町村に申し出ることができます。より詳しい調査となり、判定が変わることもあります。各種支援の内容が変わりますので、あきらめないで申し出て下さい。

〔住宅の応急修理制度を利用できます〕

●住宅応急修理制度——住宅が半壊し、修理する資力のない世帯にたいし、市町村が業者に依頼して52万円の範囲内で応急修理します。52万円を超える分は、自己負担となります。修理対象は、居室・台所・トイレなど日常生活に必要な部分です。内装は対象外です。

●マンションの共用部分も適用——上記の住宅応急修理制度はマンションの共用部分にも適用され、一世帯52万円の範囲内で階段や廊下などの修理が可能になります。

〔仮設住宅の入居期間の延長と居住環境の改善〕

●仮設住宅の入居期間は、工事完了から最長で2年3ヶ月とされていますが、県などの判断で1年ごとに延長できます（阪神大震災では5年間入居という例も）。

●仮設住宅で、雨もり、ひさしがないなどの問題点が多発しています。石巻市では日本共産党市議団の要請で玄関網戸を設置することになりました。岩手県では仮設住宅の環境整備のための補正予算73億円を臨時県議会に提案。政府も、一定の対策に乗り出さざるを得なくなっています。仮設住宅の劣悪な居住性や環境の改善を求め、大いに声をあげましょう。

〔復興公営住宅へ入居できます〕

自力では住宅の建設が難しい方には、市町村が安い家賃で入居できる復興公営住宅を提供します。民間住宅を借り上げたり、集合住宅形式でなく平屋や一戸建てなども可能です。農家の被災者が多かった中越地震では、豪雪地帯仕様の高床式の公営住宅も提供しています。被災地域の実態に応じた復興住宅をできるだけ多く建設するよう要求しましょう。

税金・社会保険料等の免除

〔税金の払い戻しが受けられます〕

家屋・家財・車の被害を受けた方は、所得の「雑損控除」が2010年分から適用を受けられ、すでに申告済みの人も再申告をすれば一定の額が還付されます。損失額が大きい場合には、2011年以降最大5年間、損失を繰り越せます。家や家財の取得額がわからなくても、損失額を簡単に計算できる方法が国から示されています。

借家住まいの方の家財や車などの被害も控除の対象になります。

〔医療費の窓口負担ゼロ、社会保険料等も減免されます〕

被災者は、医療費の窓口負担がゼロになり、医療保険料の減額・免除なども受けられます。介護保険の保険料や施設利用料も同様です（当面、来年2月末まで）。

対象は、住宅が全半壊した方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方、および原発事故で、政府等の「避難指示」の対象になっている方などです（日本共産党は自主避難をした人も対象にすべきと要求しています）。

労働者の雇用・生活支援

〔市町村等の臨時職員として災害関連の仕事に雇用されます〕

職を失った方が自治体の臨時職員（または企業・NPOなどへ委託）として、がれきの仕分けや避難所のパトロール、役場の事務補助、仮設住宅での高齢者支援など災害関連の仕事で働くことができます。国の負担で基金を造成する「雇用創出基金事業」を拡充するもので、雇用期間は一年以内ですが、更新も可能です。詳しくは市町村に問い合わせてください。

〔雇用保険の失業給付が拡充されます〕

被災して離職した方だけでなく、休業を余儀なくされた方も失業給付（雇用保険の基本手当）が受けとれます。

離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数（90日～330日、加入期間によって異なる）の終了後、原則60日の延長に加え、さらに60日分延長できます。

〔雇用調整助成金を利用できます〕

被災地域の事業主が休業手当などを支払い、雇用を維持しようとする場合、その額の一定割合を国から助成されます。対象は、今回の震災で最近1カ月の生産量・売上高がその直前の1カ月または前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所です。中小企業の場合には国から休業手当の8割（上限1日7505円）が助成されます。

がれきの解体・撤去

〔倒壊家屋や事業所の解体・撤去は国の負担で行えます〕

大量のがれきの処理は、自治体が行えば、最終的には国の負担になります。倒壊家屋やブロック塀、中小企業の事業所の解体・撤去なども含まれます。個人や中小事業所が自主的に解体・処理を行う場合でも、市町村が緊急に必要と認めるものは全額国の負担になります。

中小業者への支援

〔既存債務の負担の解消＝二重ローン問題〕

被災した中小業者の経営の再建にとって既存債務の負担の解消は切実です。日本共産党は国が既存債務を買い取るなどの具体的提案をし、政府も県ごとに「産業復興機構」をつくり、

公的支援を行うと発表しています。被災県ではその「機構」が近く発足するとされていますが、日本共産党は、この枠組みが、事業再開の意思のあるすべての被災中小企業者を支援の対象にするよう、みなさんと力をあわせ、国や自治体、金融機関等に働きかけていきます。

〔長期低利の融資を利用できます〕

日本公庫や商工中金などが東日本大震災の被災企業にたいしておこなう長期・低利の融資（東日本大震災復興特別貸付）を利用できます。

貸付限度額は、日本公庫（中小企業）・商工中金が 7.2 億円、日本公庫（国民事業）が 4800 万円です。貸付利率は基準金利から 0.5%引き下げます。据え置き期間は最大 3 年、貸付期間は設備資金で 15 年以内、運転資金で 8 年以内です。

〔事業再開に必要な経費への補助制度〕

中小企業等への支援は融資が中心でしたが、今回の震災では、事業再開に必要な経費を補助する例が一部で生まれています。

岩手県では、被災した店舗や工場の修繕に県と市町村が 4 分の 1 ずつ補助しています。宮城県では、商店の場合、現店舗の復旧や仮設店舗での営業再開をめざす商業者に 300 万円を限度に補助します。政府も、中小企業グループの施設や設備の復旧費の 4 分の 3 を助成する制度を発足させています。これらの事業は予算規模がわずかで対象が限定されており、予算を大幅に増やし、対象を拡大することが求められています。

〔仮設店舗・仮設工場の利用〕

中小業者の当面の事業再開のために、中小企業基盤整備機構が整備し、無料で貸し出す仮設店舗・工場などを利用できます。日本共産党は、関連予算を思い切って増やし、建築制限や申請手続きなどを柔軟かつ迅速に対応するよう求めます。

農・漁業者への支援

〔農地・農業施設、漁船・養殖施設の復旧への補助〕

農地等を復旧する場合、国から事業費の最高 90%、農業用施設では 65%～100%の補助が行われます。共同で利用する小型漁船の建造、定置網の漁具の導入には、国・県あわせて 3 分の 2、養殖施設の復旧では国から最大 90%の補助があります。これらの補助率は、償却後の評価額にたいしてであり、再建費用にたいする 9 割補助への改善、さらには自己負担が 1 割でも復旧は困難という農漁業者に対する実態に即した国の支援が不可欠です。

〔生産が困難な農漁業者は支援が受けられます〕

農業者がグループ（復興組合）を作り、津波被災農地でのがれき撤去、ゴミ回収などの経営再開に向けた復旧作業を共同で行った場合、10 畝水田作物で 3.5 万円、路地野菜 4.0 万円、施設野菜 5.0 万円、果樹 4.0 万円の経営再開支援金が支払われます。

漁業者が藻場や磯の漂流物の回収などをグループで行った場合、漁業者 1 人 1 日 1 万 2100 円、漁船 1 隻（15 トン未満）1 日 2 万 1000 円が支給されます。

農地や漁場のガレキの回収や経営再開までは一定期間が必要とされるため、それにふさわしい規模の予算措置が必要です。